

## 基本目標6 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

### 〔現況と課題〕

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等の整備により、制度的には、子育て世帯を支える環境は整備されてきましたが、国内景気の低迷もあり、子育て世帯を巡る就業環境には厳しいものがあります。特に女性の就業は厳しく、妊娠・出産に伴って仕事をやめる人も数多くみられます。今後は、女性の就業対策も必要ですが、夫婦間で子育てを共有できる社会づくりも大きな課題です。

国では、男女がともに仕事と生活の調和の実現ができるよう、「仕事と生活の調和憲章（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、労働者、事業所、地域住民を含めた取り組みが求められています。

### 〔施策の方向〕

#### 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し等

#### 2 仕事と子育ての両立の推進

#### 3 男女共同参画社会の形成

### 6-1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し等

男女がともに仕事時間と生活時間の調和がとれる働き方ができるよう、国の「仕事と生活の調和憲章（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、労働者、事業所、地域住民を含めた社会全体で、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、国、県、関係団体等との連携を図りながら、積極的に広報・啓発、研修、情報提供を行い、労働者、事業所、地域住民等の意識改革をめざします。

また、従業員数が100人以上の事業所を対象に、次世代育成行動計画の一般事業所計画の策定を推進し、事業所側から子育て家庭を支援していく仕組み作りを進めます。

**[具体的な事業]**

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
保育サービスに係る情報提供	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	市民	福祉部
育児休業取得の推進	育児休業取得を推進するため、特に男性が育児に参加できる環境づくりも含め、事業所に対しての啓発を関係機関と連携して行います。	事業所	まちづくり交流部
労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動に共に参加することができるよう、事業所に対して労働時間短縮、ノー残業・ノー残業ウィークの導入などの啓発を関係機関と連携して実施します。	事業所	まちづくり交流部

**6-2 仕事と子育ての両立の推進**

仕事と子育ての両立支援のために、保育サービス及び放課後児童クラブの設置推進、ファミリーサポートセンターの事業の拡充などのサービスの向上を図ります。また、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、進めていきます。

**[具体的な事業]**

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
男性の家事参加促進のための啓発	男女共同の家庭づくりを進めるため、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加するよう広報等による啓発に努めます。	市民	福祉部

### 6-3 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会づくりのため、関係団体等との連携により必要な施策の推進を図ります。

#### 【具体的な事業】

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
男女共同参画社会推進計画の推進	男女共同参画社会推進計画を推進します。	市民	生活部
男女平等意識の啓発	男女平等意識の啓発を行います。	市民・事業所	生活部 まちづくり 交流部
市民意識・実態調査	市民の男女共同参画に関する意識を調査することで、市の男女共同参画推進の方向性を把握し、具体的な施策の取り組みを明確化します。	市民	生活部